

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市市内事業者エコ化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第16条に基づく中小規模事業者（以下「中小規模事業者」という。）への必要な支援として、中小規模事業者が実施する再生可能エネルギー源利用設備及び省エネルギー型設備の導入に対し、補助金を交付することにより、中小規模事業者における地球温暖化対策を推進し、併せて中小規模事業者の振興育成を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号すべてに該当する事業者とする。

(1) 次のアからエのいずれかに該当する市内に事業所を有する又は市内に事業所を新設する中小規模事業者

ア 次に定める要件の全てに該当する中小企業者

(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していない事業者

(ウ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していない事業者

イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であって、常時使用する従業員の数が100人以下の者

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の者

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が100人以下の者

(2) 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定事業者又は第14条に定める完了届の提出時までに「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を取得予定である事業者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者は次に定める各号の全ての要件を満たすものとする。

(1) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていない事業者

(2) 川崎市税（法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者である事業者。ただし、補助対象事業者が前項第1号イ又はエに該当し、かつ川崎市税の納税義務がない場合は、この限りでない。

(3) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がない事業者

(4) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している事業者

3 前2項の規定にかかわらず、次に定める各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

(1) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っているもの

(5) 公序良俗に反する等の市長が適当でないと認めるもの

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条第1項第1号アの補助対象事業者が行う別表1に定める事業又は前条第1項第1号イからエの補助対象事業者が行う別表1の1及び別表1の4に定める事業であって、次の各号に定める要件に該当するものとする。

(1) 補助対象事業者が事業を営む市内の事業所で実施する事業

(2) 別表1の2（1）及び（2）並びに別表1の3に定める設備を導入する場合は、既存の事業所で使用している設備（以下「既設設備」という。故障中のものを除く。）を更新する事業であって、補助対象事業により導入する設備（以下「導入設備」という。）が既設設備の使用用途と同じであること

(3) 別表1の1（1）～（7）に定める設備以外を導入する場合は、第9条第1項に規定する補助金の交付申請を行う前々年度から補助金の交付申請を行う年度の3月31日（休日である場合はその前日）までに、設備を導入する事業所において神奈川県又は川崎市が実施する省エネルギー診断等を受診又は受診を予定し、報告書を受領又は受領を予定している事業者が実施する事業

(4) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できる等、地球温暖化対策に資すると認められる事業

(5) 導入設備の設置工事を伴う事業

(6) 次条に定める補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が50万円以上である事業

(7) 補助対象事業者自らが費用負担を行い、当該年度の3月15日（休日である場合はその翌日）までに工事及び支払等が完了する事業

(8) 次のいずれにも該当しない事業

ア 事業所のうち居住用途及び居住用途との兼用部分における設備の導入

イ 中古設備の導入

ウ リース契約による設備の導入

エ 兼用設備（補助対象の区分が明確にできない設備）等の導入

オ 第9条の交付申請を行う補助対象事業と同一の事業について、既に川崎市の助成制度による助成を受けている、又は採択が決定している事業

(9) 別表1の3に定める設備以外を導入する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく判断基準（グリーン購入法調達基準）又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく性能の向上に関する製造事業者等の判断基準（トップランナー基準）に定めがある設備については、いずれかの基準を満たす設備であること

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な別表1の各事業に係る経費（以下「必要経費」という。）から、国・県等の補助金、寄付金その他の収入の額を控除した額とする。また、必要経費については、対象設備の購入及び設置工事に関する費用を対象とするが、購入及び設置工事にあたり申請者が要した調査費や事務費、既設設備の処分費、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料（銀行振込手数料等）は補助対象外とする。

（補助金の額及び補助率）

第6条 補助金の額は、別表3に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の1万円未満の額は、切捨てるものとする。
- 3 市長は、予算の範囲内において、第1項に定めた補助率を減じることができる。
- 4 市長は、受付を先着順に行う。予算上限に達した場合において、前項の規定による補助率の減額を行うときは、予算の範囲を超える日に受付した申請者の補助金申請額に応じて、予算の範囲内で補助金の額を算定する。

（市内中小企業者への優先発注の義務）

第7条 補助対象事業者による補助対象事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るため、補助金の額が1,000,000円を超え、かつ補助対象事業者が補助対象事業に係る工事の発注等を行う場合において、1件の発注金額が1,000,000円を超えるときは、次の各項の要件を全て満たすものとする。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 2 2者以上の市内中小企業者から見積書の徴取を行わなければならないものとする。
- 3 補助対象事業者は、複数者からの見積書を徴取し競争に付すことにより、最安の見積書を提示した業者と契約し、工事を実施させるものとする。

（市内中小企業者への優先発注の努力義務）

第8条 補助対象事業者による工事の発注等に関し、市内中小企業者の受注の機会の増大を図るため、補助金の額や発注金額が第7条第1項に定める条件に該当しない場合においては、次の各項の要件を全て満たすものとする。

- 2 少なくとも1者は市内中小企業者から見積書を徴取するよう努めるものとする。
- 3 補助対象事業者は、複数者からの見積書を徴取し競争に付すことにより、最安の見積書を提示した業者と契約し、工事を実施させるものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に定める書類を添えて、別表2の募集期間の間（休

庁日を除く)に市長に申請し、受付をされなければならない。

- (1) 補助対象事業概要・計画書
 - (2) 補助対象事業者が営む事業がわかる資料(会社案内のパンフレット等)
 - (3) 事業所案内図
 - (4) 補助対象経費計算書
 - (5) 見積書等の写し
 - (6) 市内中小企業者であることの誓約書(第2号様式。第7条に該当する場合)
 - (7) 見積りが行えないことに係る理由書(第3号様式。第7条第1項ただし書に該当する場合)
 - (8) 導入設備の仕様がわかる資料
 - (9) 既設設備の仕様がわかる資料
 - (10) 建築図面(配置図、平面図等)
 - (11) 導入設備の設置予定場所の写真(申請書の提出前3箇月以内のもの)
 - (12) 二酸化炭素排出量削減効果の算定資料
 - (13) 法人の履歴事項全部証明書又はその写し(申請書の提出前3箇月以内のもの)。(個人事業主の場合は、確定申告書の写し、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類)
 - (14) 納税証明書又はその写し(申請書の提出前3箇月以内のもの)。(法人の場合は法人市民税の納税証明。個人事業主の場合は市民税・県民税(個人)の納税証明。)
 - (15) 建物に係る全部事項証明書又はその写し(申請書の提出前3箇月以内のもの)
 - (16) 役員等氏名一覧表
 - (17) 建物所有者の承諾及び実施事業に係る設備の管理運営責任者を確認できるもの(当該事業を申請者以外のものが所有する建物において実施する場合に限る。)
 - (18) 事務代行届(第10号様式。第三者が事務手続を行う場合に限る。)
 - (19) 申請者の常時使用する従業員の数を確認できるもの(第3条第1項第1号イからエに該当する場合)
 - (20) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象事業者は、市長の求めがあった場合には、第2条で規定する中小規模事業者に該当することを示す資料として、原油換算エネルギー使用量の算定根拠となった領収書の写し等の挙証資料を提出しなければならない。
 - 3 補助対象事業者は、第7条の規定により、2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取した場合は、比較結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
 - 4 補助対象事業者は、第7条の規定により、市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第2号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者を除く。
 - 5 本条第1項第7号に定める見積りが行えないことに係る理由書(第3号様式)については、第7条第1項ただし書の規定により、2者以上の市内中小企業者から見積を徴取し難い事由がある場合に提出するものとする。
 - 6 別表2に定める募集期間の間(休庁日を除く。)に予算上限に達した場合は、先着順をもって

受付を終了する。ただし、第13条及び第15条第2項に規定する補助金額の変更により予算に余剰が生じた場合、市長は受付を再開することができる。

7 補助対象事業者による申請は、同一年度内に1件までとする。ただし、次条に定める中止の届出を行い、第13条に定める通知を受けた者については、再度、申請を行うことができる。

(変更・中止等の申請)

第10条 申請者は、申請した事業について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに変更(中止)申請書(第4号様式)を提出しなければならない。ただし、次の各号に定める変更については、第14条第1項に定める完了届に記載することによりこれに代えることができる。

(1) 事業実施期間の変更。ただし、当該年度の3月15日(休日である場合はその翌日)までに工事及び支払等が完了しない場合を除く。

(2) 目的の範囲を逸脱しない範囲であって、事業の一部を中止する場合において補助対象経費から該当分を除算する変更

(3) 目的の範囲を逸脱しない範囲であって、事業の一部を変更する場合において補助金額が変わらない変更

(4) 同一対象設備における、製品名及び型番等の変更

(5) その他市長が認める軽微な変更

2 補助対象事業を実施する事業所の変更及び導入設備の種類の変更並びに第11条第2項及び第13条により通知した交付の決定額から増額はできない。

(交付の決定)

第11条 市長は、申請書の提出を受けた後、審査の上、適正であると認められるものに対し補助金を交付する者(以下「交付決定者」という。)を決定する。

2 市長は所要の条件を付して、交付決定通知書(第5号様式。以下「決定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定の審査にあたって必要と認めるときは、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付決定審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査会に諮ることができる。

(補助対象事業の実施)

第12条 交付決定者は、別表2に定める契約可能日以降に補助対象事業の契約を締結しなければならない。

(交付の決定の変更)

第13条 市長は、第10条の変更(中止)申請書の提出を受けた後、変更(中止)承認通知書(第6号様式)により、補助金変更交付又は中止の決定を通知するものとする。

(完了届の提出)

第14条 交付決定者は、申請に係る事業を完了したときは、完了した日から起算して30日以内か当該年度の3月15日(休日である場合はその翌日)のいずれか早い日までに、事業完了届(第7号様式。以下「完了届」という。)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費計算書

(2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し、領収書等の写し(補助対象事業者が補助対象事業

に係る費用を負担したことを証する書類）及びその内訳を示すもの

- (3) 工事完成図面
- (4) 工事完成写真
- (5) 二酸化炭素排出量削減効果の算定資料
- (6) 発注実績報告書（第8号様式。第7条に該当する場合）
- (7) 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定事業者であることを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項第6号に定める発注実績報告書については、補助金の額が1,000,000円を超え、かつ補助対象事業者が補助対象事業に係る工事の発注等を行う場合において、1件の発注金額が1,000,000円を超える案件について記載するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象事業について、申請時と内容に変更がない場合、第1項第1号及び第5号の書類は提出不要とする。

（完了検査と補助金額の確定）

第15条 市長は、完了届の提出を受けた後、申請書、完了届及び関係書類に基づき、現地での完了検査を行い、申請書の内容及び決定通知書の条件に適合するかどうかを確認し、適正であると認められるものに対し、交付する補助金額を確定し、額の確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の完了検査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 市長は、前条に定める完了届の提出時点で補助対象事業者が「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定事業者でない場合は、当該補助金の全部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、第2項又は前項に該当する場合、速やかに、交付決定者に対し補助金額変更の通知をするものとする。

5 交付決定者は、第1項に規定する完了検査及び確認を、当該年度の3月31日（休日である場合はその前日）までに受けなければならない。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条第1項による補助金額確定後、交付決定者からの請求により、補助金を交付するものとする。

（事務手続の代行）

第17条 申請者及び交付決定者は、第9条第1項の規定による補助金の交付申請、第10条の規定による計画変更又は中止の届出、第14条の規定による完了届の提出について、第三者に対して、これらの事務手続を代行させることができる。この場合は、関連法令を遵守の上、代行させるものとする。

2 申請者及び交付決定者は、前項の事務手続を代行させる場合、事務代行届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

3 手続代行者は、誠意を持って事務手続を実施するものとし、手続の代行を通じ、申請者及び交付決定者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(設備の管理等)

第18条 補助金の交付を受けた事業者（以下「補助金交付事業者」という。）は、導入設備について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって適正に維持管理し、効率的運用を図らなければならない。

2 前項に規定する期間の始期は、第15条第1項の規定により補助金額を確定した日とする。

(処分の制限)

第19条 補助金交付事業者は、導入設備の耐用年数の期間内において、当該導入設備を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第20条 補助金交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定等を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りの申請、報告又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(2) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。

(3) 第4条第1項第3号に規定する省エネルギー診断の受診を予定し、報告書の受領を予定している場合であって、補助金の交付申請を行う年度の3月31日（休日である場合はその前日）までに報告書を受領していないとき。

(4) 第7条の規定に違反したとき。

(5) 第18条に定める導入設備の耐用年数の期間内において、「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定事業者でなくなったとき。

(6) 第19条の規定により承認を受けて導入設備を処分したとき。

(市への協力)

第21条 補助金交付事業者は、補助金を活用して整備した事業を含む中小規模事業者の地球温暖化対策について、積極的に広報し、普及啓発に努め、本市が行う広報事業について協力するほか、市からアンケート調査、ヒアリング等の依頼があった場合、その回答について協力するものとする。

2 補助金交付事業者は、補助金を活用して整備した事業による二酸化炭素排出量削減効果について継続して把握するものとし、市長から要請があったときは、二酸化炭素排出量削減効果の提出に協力するものとする。

(暴力団の排除)

第22条 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第8条の規定に基づき、申請者又は第17条に規定する代行を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 法第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、法人の役員と同等の責任を有する者が第1号に規定す

る暴力団員に該当するもの

- 2 市長は、交付決定者が、前項の規定に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 市長は、必要に応じ申請者又は交付決定者が、第1項の規定に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。申請者又は補助金交付事業者は、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供し、確認を行うことについて同意することとする。
(その他)

第23条 この要綱に定めのない事項については、他に定めのある場合を除き、市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(川崎市中小企業エコ化支援補助金交付要綱等の廃止)
- 2 川崎市中小企業エコ化支援補助金交付要綱及び川崎市中小企業エコ化支援補助金事業実施要領は、廃止する。ただし、同要綱に基づき補助金を交付した事業者について、この要綱の第18条から第21条までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

対象事業
1 次に定める再生可能エネルギー源利用設備等の導入（発電設備の導入については、電気事業者と系統連系を行うとともに、申請者自ら電気事業者と電力受給契約を結ぶこと。） （１）太陽光発電設備（５０kW未満のものに限る。ただし、１０kW以上については自家消費型に限る。） （２）太陽熱利用設備 （３）風力発電設備 （４）小水力発電設備 （５）地中熱利用設備 （６）バイオマス利用設備 （７）上記の（１）～（６）に示した発電設備と接続する蓄電池及びV２H（電気自動車等と事業所とで分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムでかつ、国が平成２６年度以降に実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているものであること。） 2 次に定める省エネルギー型設備の導入 （１）空気調和設備 （２）燃焼設備（ボイラー・給湯設備等） （３）業務用燃料電池（定格出力３．０kW以上の燃料電池システムであること。） （４）上記の（１）に示した空気調和設備と併せて導入する、複層ガラス、遮光フィルムその他の空調負荷低減を目的とした建築物外皮 3 次に定める省エネルギー型設備の導入 令和４年度から令和６年度の間に認定された低ＣＯ２川崎ブランド又は川崎ＣＮブランド認定製品（以下「川崎ＣＮブランド等認定製品」という。）のうち、上記２に該当しないものであって、かつ別表５に定める設備に該当するもの 4 上記の１から３のいずれかと併せて導入する、エネルギー管理装置（以下「EMS装置」という。）。なお、EMS装置は、経済産業省などの国が実施する補助事業に定めるEMSの機能要件を満たす設備であること。

別表 2

募集期間	契約可能日
令和７年４月１日～令和８年１月１３日	交付決定通知日以後

別表 3

項番	対象事業	補助金額	備考
(1)	別表 1 の 1 に定める事業	次に示す基本補助金額に太陽光発電出力に応じた加算金額を加算した金額 【基本補助金額】 補助対象経費の 3 分の 1 (上限 2 0 0 万円) 【太陽光発電出力に応じた加算金額】 太陽光発電出力 (キロワット表示とし、少数第 1 位以下は切捨てる) に 1 kW あたり 1 万円を乗じた金額 (上限 2 0 万円)	・ 太陽光発電出力に応じた加算は、導入設備に太陽光発電設備が含まれる場合に限る。 ・ 太陽光発電出力は、太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値を比較していずれか低い方の値とする。
(2)	別表 1 の 2 に定める事業	次に示す基本補助金額に川崎 C N ブランド等認定製品導入に対する加算金額を加算した金額 【基本補助金額】 補助対象経費の 4 分の 1 (上限 1 5 0 万円) 【川崎 C N ブランド等認定製品導入に対する加算金額】 補助対象経費の 2 0 分の 1 (上限 5 0 万円)	川崎 C N ブランド等認定製品導入に対する加算は、川崎 C N ブランド等認定製品であって、別表 4 に定める設備に該当するものを導入する場合に限る。
(3)	別表 1 の 3 に定める事業	補助対象経費の 4 分の 1 (上限 1 5 0 万円)	川崎 C N ブランド等認定製品であって、別表 5 に定める設備を導入する事業が対象となる。
(4)	別表 1 の 4 を別表 1 の 1 から 3 のいずれかと併せて導入する事業	併せて導入する別表 1 の 1、別表 1 の 2 又は別表 1 の 3 の補助金額を適用	(4) を含めた補助金額の上限は、(1) から (3) の補助金額における上限額をそれぞれ適用する。

別表 4

製品名	認定事業者名
ルームエアコン「nocria」シリーズ（2023 年発売モデル以降）	株式会社富士通ゼネラル

※認定事業者名は認定当時のもの

別表 5

製品名	認定事業者名
LEDライト SAKURA LED LIGHTS (直管型) SKR40N73-MM83N	桜総業株式会社
超短波全方向式無線標識施設 DVOR-07C型装置（TW4706）	東芝インフラシステムズ株式会社 電波システム事業部 小向工場
次世代自動改札機システム（EG-8000）	東芝インフラシステムズ株式会社 セキュリティ・自動化システム事業部 小向工場
マルチパラメータ・フェーズドアレイ気象レーダ（TW4682）	東芝インフラシステムズ株式会社 電波システム事業部 小向工場
72kV ガス絶縁開閉装置 （GIS）AEROXIA TM	東芝エネルギーシステムズ株式会社
海外DVOR装置（TW4133）	東芝インフラシステムズ株式会社 小向事業所

※認定事業者名は認定当時のもの

第 1 号様式

年 月 日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書

(あて先) 川崎市長

〒

住 所

名 称

代表者

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業実施事業所名					
補助事業実施事業所住所	〒 区 川崎市				
実施事業（導入設備）	☐ 再生可能エネルギー源利用設備 ☐ 太陽光発電設備 ☐ 太陽熱利用設備 ☐ 風力発電設備 ☐ 小水力発電設備 ☐ 地中熱利用設備 ☐ バイオマス利用設備 ☐ 上記に示した発電設備と接続する蓄電池、V2H ☐ 省エネルギー型設備 ☐ 空気調和設備 ☐ 燃焼設備 ☐ 業務用燃料電池 ☐ 空気調和設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等 ☐ 低 CO2 川崎ブランド・川崎 CN ブランド認定製品（交付要綱別表 5） ☐ 上記設備と併せて導入するエネルギー管理装置				
補助対象経費総額	円				
補助金申請額	0, 0 0 0 円（1 万円未満切捨て）				
太陽光発電出力（該当する場合のみ）					kW（小数第 1 位以下切捨て）
二酸化炭素排出量削減効果					t-CO ₂ /年（小数第 1 位未満切捨て）
申請手続事務の代行	☐ なし				
	☐ あり（会社名：） ※ 第 1 0 号様式を提出してください。				

☐ 私は、下記の 1 から 5 の内容に同意した上で、本申請を行います。

同 意 事 項

- 1 申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。
- 2 本補助金交付要綱第 3 条（詳細は裏面）に該当する事業者です。
- 3 暴力団又は暴力団員ではありません。役員又は役員と同等の責任を有する者の中に暴力団員に該当する者はいません。
- 4 市税の滞納が判明した際には交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。
- 5 期限内に完了届を提出できない場合は、交付決定の取消を受けることに異議を申し立てません。
(補助事業に係る情報) (☐は、該当するものに☒をしてください)

国・県補助金等の申請状況	☐ なし ☐ あり (補助制度の名称：) (補助事業に係る総事業費： 円) (補助対象経費： 円) (補助金申請額： 円)
工事施工予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※ 事業完了届提出期限は令和8年3月16日です。
工事施工予定業者	名称 所在地 電話番号
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について（対象業種）	次の項目に該当する事業者であることを確認しました。 ☐ 中小企業者 ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していない事業者 ウ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していない事業者 ☐ 学校法人 ア 私立学校法に規定する学校法人 イ 常時使用する従業員の数が100人以下 ☐ 医療法人 ア 医療法に規定する医療法人 イ 常時使用する従業員の数が300人以下 ☐ 社会福祉法人 ア 社会福祉法に規定する社会福祉法人 イ 常時使用する従業員の数が100人以下
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について（認定の取得）	次の項目に該当する事業者であることを確認しました。 ☐ 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を取得している又は第14条に定める完了届の提出時まで「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を取得予定である
補助金交付要綱第3条に定める補助対象事業者への該当について（役員及び市税）	次に掲げる全ての要件を満たすことを確認しました。 ☐ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていない ☐ 川崎市税（法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者である ☐ 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がない ☐ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している
川崎市地球温暖化対策等推進条例に定める「中小規模事業者」への該当について	☐ 川崎市内に設置している全事業所の令和6年度における原油換算エネルギー使用量合計は、1,500キロリットル未満であることを確認しました。 ☐ 事業活動に用いる自動車のうち、川崎市内に使用の本拠を有するものは、令和7年3月31日時点において100台未満であることを確認しました。 ☐ 川崎市内に設置している全事業所の令和6年度における温室効果ガス排出量は、いずれの物質についても3,000トン未満であることを確認しました。
導入設備のグリーン購入法調達基準・トップランナー基準への適合について	☐ 導入する設備が、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく判断基準（グリーン購入法調達基準）又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく性能の向上に関する製造事業者等の判断基準（トップランナー基準）に定めがある設備である場合は、いずれかの基準を満たす設備であることを確認しました。

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名 ●●●●

補助事業者の代表者名 ●●●●

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人 （※）

（※ 代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

見積りが行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由 (事由内容を下記に記載)

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6)の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第7条第2項に定める2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難しい理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）
※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

第 4 号様式

年 月 日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金変更（中止）申請書

（宛先）川崎市長

〒 ー

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり申請します。

事業番号	
申請内容	変更 ・ 中止
変更内容 （変更申請の場合のみ 記入）	
変更（中止）の理由	
添付資料	

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付決定通知書

様

川 崎 市 長

年 月 日付けで交付申請を受け付けた川崎市市内事業者エコ化支援補助金について、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

金 円を交付します。

事業番号	
補助事業実施事業所名	
補助事業実施事業所住所	川崎市 区
実施事業	☐再生可能エネルギー源利用設備 ☐太陽光発電設備☐太陽熱利用設備☐風力発電設備 ☐小水力発電設備☐地中熱利用設備☐バイオマス利用設備 ☐上記に示した発電設備と接続する蓄電池、V2H ☐省エネルギー型設備 ☐空気調和設備☐燃焼設備 ☐業務用燃料電池 ☐空気調和設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等 ☐低 CO2 川崎ブランド・川崎 CN ブランド認定製品（交付要綱別表 5） ☐上記設備と併せて導入するエネルギー管理装置
補助対象経費総額	円

- ・この交付決定通知は、補助金の交付完了後も大切に保管して下さい。
- ・この交付決定通知に疑義のある場合は速やかに担当部署あて申し出て下さい。
- ・工事完了までに内容等について変更しようとする場合は、速やかに担当部署あて申し出て下さい。
- ・補助金の交付を受けた事業者は、補助の対象となった設備について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）」に定める耐用年数の期間、適正に維持管理し、効率的運用を図らなければなりません。
- ・耐用年数の期間内において当該設備を処分（譲渡を含む）したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還義務が生じることがあります。

川崎市市内事業者エコ化支援補助金変更（中止）承認通知書

様

川 崎 市 長

年 月 日付けで変更（中止）申請を受け付けた川崎市市内事業者エコ化支援補助金について、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

事業番号	
補助事業実施事業所名	
補助事業実施事業所住所	川崎市 区
実施事業	☐再生可能エネルギー源利用設備 ☐太陽光発電設備☐太陽熱利用設備☐風力発電設備 ☐小水力発電設備☐地中熱利用設備☐バイオマス利用設備 ☐上記に示した発電設備と接続する蓄電池、V2H ☐省エネルギー型設備 ☐空気調和設備☐燃焼設備 ☐業務用燃料電池 ☐空気調和設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等 ☐低 CO2 川崎ブランド・川崎 CN ブランド認定製品（交付要綱別表 5） ☐上記設備と併せて導入するエネルギー管理装置
補助対象経費総額	円

- ・この変更（中止）承認通知は、補助金の交付完了後も大切に保管して下さい。
- ・この変更（中止）承認通知に疑義のある場合は速やかに担当部署あて申し出て下さい。
- ・工事完了までに内容等について変更しようとする場合は、速やかに担当部署あて申し出て下さい。
- ・補助金の交付を受けた事業者は、補助の対象となった設備について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）」に定める耐用年数の期間、適正に維持管理し、効率的運用を図らなければなりません。
- ・耐用年数の期間内において当該設備を処分（譲渡を含む）したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還義務が生じることがあります。

川崎市市内事業者エコ化支援補助金事業完了届

(宛先) 川崎市長

〒 ー

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業番号					
補助事業実施事業所名					
補助事業実施事業所住所	〒 ー 川崎市 区				
実施事業	☐ 再生可能エネルギー源利用設備 ☐ 太陽光発電設備 ☐ 太陽熱利用設備 ☐ 風力発電設備 ☐ 小水力発電設備 ☐ 地中熱利用設備 ☐ バイオマス利用設備 ☐ 上記に示した発電設備と接続する蓄電池、V2H ☐ 省エネルギー型設備 ☐ 空気調和設備 ☐ 燃焼設備 ☐ 業務用燃料電池 ☐ 空気調和設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等 ☐ 低 CO2 川崎ブランド・川崎 CN ブランド認定製品（交付要綱別表 5） ☐ 上記設備と併せて導入するエネルギー管理装置				
工事施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
補助対象経費総額	円				
補助金交付決定額	0, 0 0 0 円（1 万円未満切捨て）				
太陽光発電出力（該当する場合のみ）				.	kW（小数第 1 位未満切捨て）
二酸化炭素排出量削減効果				.	t-CO ₂ /年（小数第 1 位未満切捨て）
申請時からの変更	☐ なし ☐ あり				

- ・申請時から内容に変更がある場合は、次ページに内容の記載をお願いします。
 なお、変更内容によっては、変更（中止）申請書の提出が必要になります。

変更内容	
変更内容	☐ 事業実施期間の変更。ただし、当該年度の３月１５日（休日である場合はその翌日）までに工事及び支払等が完了しない場合を除く。 ☐ 目的の範囲を逸脱しない範囲であって、事業の一部を中止する場合において補助対象経費から該当分を除算する変更 ☐ 目的の範囲を逸脱しない範囲であって、事業の一部を変更する場合において交付する補助金額が変わらない変更 ☐ 同一対象設備における、製品名及び型番等の変更 ☐ その他市長が認める軽微な変更 ※上記の内容以外の変更は、変更（中止）申請書の提出が必要です。
変更内容詳細	
変更の理由	
添付資料 （変更に伴い内容が変更になった書類を添付してください。）	

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒

企業・団体名

代表者 職名

氏名

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第 14 条第 1 項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 （工事、委託、物品）	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

- (1) 上記、契約結果の分かる書類の写し
- (2) 市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）
※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

川〇〇第 号
年 月 日

(名称)
(代表者) 様

川崎市市長

川崎市市内事業者エコ化支援補助金について（通知）

年 月 日付け川崎市指令環地第 号で決定した補助金については、事業完了届等に基づき審査した結果、金 円に額の確定をしたので、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき通知します。

（環境局脱炭素戦略推進室 担当）
電話 044-200-

第 1 0 号様式

年 月 日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金 事務代行届

(あて先) 川崎市長

〒

住 所

名 称

代表者

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第 1 7 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金に関する事務手続を以下の者に代行させますので届出ます。

.....様 の川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付に係る事務手続を私が行います。

住所	〒				
会社名					
代表者名					
T E L					
事務手続き	営業所名				
	フリガナ				
	担当者名				
	住所	〒			
	連絡先	TEL		FAX	
		携帯			
休業日					

☐ 私は、下記の内容に同意した上で、本申請を行います。

同 意 事 項

- 申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。また事務手続にあたって迷惑をお掛けいたしません。
- 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、代行事業者情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

第 1 1 号様式

年 月 日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金処分承認申請書

(あて先) 川崎市長

〒

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第 1 9 条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

事業番号	
導入設備	☐再生可能エネルギー源利用設備 ☐太陽光発電設備☐太陽熱利用設備☐風力発電設備☐小水力発電設備☐地中熱利用設備☐バイオマス利用設備☐上記に示した発電設備と接続する蓄電池、V2H ☐省エネルギー型設備 ☐空気調和設備☐照明設備☐燃焼設備☐業務用燃料電池☐申請者の主たる業務に必要な機器及び設備☐空気調和設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルム等☐低 CO2 川崎ブランド・川崎 CN ブランド認定製品 (交付要綱別表 5) ☐上記設備と併せて導入するエネルギー管理装置
処分方法 (該当する項目に☑してください。)	☐売却☐担保 ☐譲渡☐廃棄 ☐交換☐その他 () ☐貸与
処分年月日	
処分の理由	
処分の条件 (処分することによって収益があった場合は、その額を記述してください。)	